

通勤援助者委嘱助成金

障害によって通勤が容易ではない支給対象の従業員のために、通勤の指導・援助をする担当者の委嘱をおこなう、もしくは委嘱しなければならない事業主を支援する助成金です。

対象となる通勤手段は公共交通機関の利用のみに限定されており、その他の通勤手段での申請は認められていません。

支給額は、以下の通りです。

(1) 助成率、支給限度額等

イ 助成金の支給額は、上記 4 の支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額（1 円未満切捨て）または次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支給限度額	支給期間
3 / 4	委嘱費は、委嘱 1 回につき 2,000 円 交通費は、1 つの受給資格認定につき 30,000 円	1 か月間

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」